

#### (4) 誰もが楽しめる「釣り場」を維持するために必要なのは？

釣りのルール（漁業法、漁業調整規則、遊漁規則など）

釣りのマナー（釣り人のマナー・常識など）

漁協による魚の増殖（放流、産卵場造成、禁漁区、密漁防止など）

水辺の環境維持（水質、生息場所、移動の自由など）

釣り場と漁協に関する情報（放流、事業など）の公開

地域の釣り人が漁協に加入し放流、管理に参加すること



#### (5) 遊漁のきまり（法制度）

漁業や遊漁を行うには、漁業法や水産資源保護法及び県の漁業調整規則など次のいろいろなきまり（漁業関係法令の規定）を守って下さい。

##### 漁業法

「漁業権」や「漁業調整」などについて定めている法律で、県の漁業調整規則や漁協の遊漁規則の根拠となっています。

##### 水産資源保護法

保護水面の設定や内水面における水産動植物の採捕（河川でのサケの採捕禁止など）に関する規則などの根拠を定めています。

##### 群馬県漁業調整規則

群馬県知事が管轄する内水面で行われる水産動植物の採捕の制限・禁止（渓流魚禁漁期間など）に関することについて、必要な事項を定めています。

##### 内水面漁場管理委員会指示

委員会は、漁業調整のための機関として設置され、漁業権の免許や遊漁規則等に関する諮問への答申、地域的な漁業調整などを行います。

また、水産動植物の採捕の制限（コクチバスのリリース禁止など）などを指示することができます。

##### 遊漁規則（漁業協同組合）

河川湖沼では漁業権の免許を受けている漁協が遊漁規則（漁具や漁法の制限など）を定めているので、このルールに従って釣りを楽しんで下さい。

##### 漁業権行使規則（漁業協同組合）

漁協の組合員が守らなければならないルールが行使規則です。遊漁規則と同じ内容の制限が規定されています。